

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人桐生会（以下「本会」という）が実施する指定居宅介護支援事業（以下「本事業」という）は、要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に居宅サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の居宅サービス計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡・調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 本事業の運営方針は次の通りとする。

- (1) 本事業は、利用者が要介護状態等になった場合においても可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。
- (4) 事業の運営にあたっては、市町村・地域包括支援センター・他の居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携に努める。
- (5) 前4項の他「大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成27年条例第53号)」を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称・所在地及び連絡先は次の通りとする。

名 称	桐生居宅介護支援事業所
所 在 地	滋賀県大津市玉野浦 15 番 1 号
電 話	0 7 7 - 5 4 9 - 1 8 1 6

(職員の職種・員数・及び職務内容)

第4条 桐生居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者： 事業所に従事する常勤職員を1名置くこととする。

(管理者職務)： 事業所の介護支援専門員及びその他の従業者管理、本事業の利用申し込みに係る調整、業務実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者に事業運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員： 大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成27年条例第53号)を満たした員数を置く。

(介護支援専門員職務)： 介護支援専門員は、利用者並びにその家族からの相談に応じ、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるようサービスの種類・内容等の居宅サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設との連絡調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、本事業の就業規則に準じて次の通りとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとし土・日曜・祝祭日及び12月29日～1月3日を休業とする。
- (2) 営業時間は、午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) 上記の営業日・営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所：事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 使用する課題分析票の種類：利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
- (3) サービス担当者会議の場所：事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において開催する。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度と実施状況の把握：

毎月1回以上必要に応じて訪問するものとする。利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ訪問し、1ヶ月に1回モニタリングの結果を記録する。

(利用料等)

第7条 居宅介護支援事業のサービス提供に係る利用料は次の通りとする。

- (1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はない。但し、介護保険適用の場合であっても介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、介護報酬の告示上の額を支払うものとする。その場合、指定居宅介護支援提供証明書を発行するものとする。
- (2) 通常の事業の実施地域以外の地域に要する交通費は実費を徴収致します。但し、実施地域以外の滋賀県内においては無料とする。徴収する交通費は、通常の実施地域を出た時点より換算し、自動車を利用した場合、km当り30円とする。
- (3) 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大津市(瀬田地域包括支援センター及び瀬田第二地域包括支援センター、南地域包括支援センター管轄地区)・草津市とする。

(利用者からの苦情及び要望相談窓口)

第9条 管理者は、提供した事業にかかる利用者及びその家族からの苦情並びに要望に、迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置し、苦情並びに要望の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(人権擁護・虐待防止)

第10条 本会は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を配置する等必要な体制の整備をおこなうとともに、従業者に対し研修の機会を確保するものとする。

(災害発生時の対応)

第11条 本会は、非常災害発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めるものとする。

(暴力団排除)

第12条 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員をいう。次項について同じ。)であってはならない。

2. 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第13条 居宅介護支援事業のサービス中に事故が発生した場合には、速やかに保険者及び関係各機関並びにその家族・主治医等に連絡をおこなうとともに必要な措置を講じる。

2. 前項において、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償する。

3. 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための手段を講じる

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 利用者の人権の擁護、虐待の発生または再発防止のため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果を従業者に周知徹底する。
- (2) 虐待防止の為に指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 その他の運営に関する重要な事項を次の通り定める。

- (1) 本事業の社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研修会を実施し業務体制を整備する。
- (2) 事業所の従業者は、業務上知り得た個人情報の秘密保持に努めるものとする。
- (3) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は本会が別に定める。

(付則)

この規程は	平成16年4月	1日より施行
この規程を	平成17年2月	11日に一部改正
この規程を	平成20年4月	7日に一部改正
この規程を	平成25年4月	1日に一部改正
この規程を	平成27年4月	1日に一部改正
この規程を	平成27年12月	1日に一部改正
この規程を	平成28年4月	1日に一部改正
この規程を	平成29年4月	1日に一部改正
この規程を	令和元年10月	1日に一部改正
この規程を	令和4年12月	1日に一部改正
この規程を	令和7年4月	1日に一部改正

社会福祉法人 桐生会

桐生居宅介護支援事業所運営規程